

計 画 期 間
令和4年度～8年度

(案)

# 第7次大船渡市農業振興基本計画

～地域特性を生かした農業の振興～

令和4年 月

大 船 渡 市

# ◆ 目 次 ◆

## 第1編 序 論

第1章 計画策定の意義	1
第2章 計画の構成と期間	1
1 計画の性格	1
2 計画の構成	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2

## 第2編 大船渡市の農業の概要

第1章 大船渡市の農業の現状	3
1 農家数及び農業就業人口等	3
2 経営耕地等	6
3 野生鳥獣被害	8
4 農業産出額（推計）	9

## 第3編 基本計画

第1章 市総合計画等と基本計画	10
1 市総合計画	10
2 総合戦略	12
第2章 基本目標	14
第3章 施策Ⅰ 農業経営の安定化	16
1 施策の基本方針1 農地の保全と活用	16
(1) 農業生産基盤の整備と利用管理	16
(2) 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の推進	16
(3) 遊休農地の解消	16
(4) 日本型直接支払事業の推進	17
(5) 環境に配慮した農業の推進	17
2 施策の基本方針2 農業経営の安定支援	18
(1) 土地利用型農業の振興	18
(2) 施設型・周年生産型農業の確立	18
(3) 価格安定対策の推進	19
(4) 地域資源の活用	19
(5) 活力に満ちた魅力ある農村の形成	20
(6) 畜産経営の安定と収益性向上	20
(7) 鳥獣被害対策の推進	21
第4章 施策Ⅱ 農業の担い手の確保	22
1 施策の基本方針1 担い手の育成・確保	22
(1) 認定農業者の育成	22
(2) 就農者等の確保・育成とスマート農業の推進	22
(3) 生産組織等の育成と法人化の推進	22
(4) 農業と福祉の連携の推進	23

## 第4編 計画の推進体制

第1章 計画の推進と進捗管理	24
1 計画の推進	24
2 計画の進捗管理	24
第2章 計画の推進体制と役割分担	24
1 市の役割	24
2 農業者の役割	24
3 行政機関及び関係者を構成員とする団体の役割	25
4 農業関連団体の役割	25
5 市民の役割	25

巻末添付 ..... §資料編§

# 第1編 序 論

## 第1章 計画策定の意義

本市は、平成29年3月に「第6次大船渡市農業振興基本計画」を策定し、関係機関や団体等の連携の下、その目標の実現に向けて諸施策を積極的に推進してきました。

この間、典型的な中山間地域の下で高収益作物や畜産等による複合型農業生産を展開し、施設園芸、畜産等の導入、拡大を図ってきたところです。

しかしながら、農業の担い手・後継者の減少、農業従事者の高齢化、耕地面積の減少、ニホンジカ等の有害鳥獣による農作物被害額の高止まり等、本市農業を取り巻く環境は、従前にも増して厳しい状況となっております。

一方、国においては、令和2年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画（以下「国の基本計画」という。）」を策定し、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を進めるとともに、規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、幅広く生産基盤の強化を図ることとしております。

また、岩手県においては、国の基本計画を参考に、農業の将来の姿を見通し、担い手が目指すべき経営指標や農地集積の目標等を定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を令和3年3月に策定するなど、国及び県の計画等がスタートし、各種の農業施策が展開されることになりました。

市では、このような状況の変化に対応した「第7次大船渡市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）」を定め、諸課題の解決を目指すとともに、農業経営の安定化や、農業の担い手確保等の諸施策を進めようとするものです。

## 第2章 計画の構成と期間

### 1 計画の性格

基本計画は、本市農業の総合的な振興の方向を示す計画であり、次のような性格を有します。

- (1) 市農政推進の基本となるものであり、大船渡市総合計画（以下「市総合計画」という。）における施策を総合的かつ計画的に推進するための農業部門計画として位置付けるものです。
- (2) 農業者の営農推進上の指針となるほか、農業関係機関・団体の諸計画や施策に対して、誘導的な役割を果たすとともに、県との一体的な施策の推進に資するものです。

## 2 計画の構成

この計画は、基本目標及び推進する施策で構成します。

- (1) 基本目標は、農業・農村を取り巻く様々な課題に対処するために、中・長期的視点に立った本市農業の発展方向とそれを実現するための基本的な目標を示します。
- (2) 推進する施策は、基本目標に基づいて、その実現に向けた具体的な施策を示します。

## 3 計画の期間

令和4年度を初年度とし、令和8年度を目標年次とする5か年計画とします。

## 4 計画の策定体制

- (1) 市条例に基づく当市の農業振興策に関する市長の諮問機関である大船渡市農業振興対策協議会において、計画案の策定、調整を行います。  
また、協議会の事務局会議において、計画の素案を作成します。
- (2) 市長、副市長、教育長及び各部長級職員により、計画案の検討及び庁内調整を行います。
- (3) 市議会全員協議会において計画案を説明し、意見・提言を伺います。
- (4) パブリックコメントを実施し、市民や市内の事業所等から意見・提言を伺います。

# 第2編 大船渡市の農業の概要

## 第1章 大船渡市の農業の現状

2020年農林業センサス等の公表データを基に、本市の農業・農村の現状について整理します。

### 1 農家数、農業就業人口等

#### (1) 農業経営体、販売農家の動向

##### ア 農業経営体及び販売農家戸数等

農業経営体のうち、個人経営の経営体、販売農家及び自給的農家を含む総農家数は、5年前と比べると減少していますが、団体経営体は増加しています。

#### 【調査客体数】

単位：経営体

年	農業経営体		
	個人経営	団体経営	法人経営
令和2年	169	12	11
平成27年	261	5	…

資料：「農林業センサス」

#### ※【調査客体数】に関すること

農業経営体＝経営耕地面積30a以上の規模の農業を営む者、生産若しくは作業に係る面積・頭羽数が露地野菜作付面積15a以上等の定める基準以上の農業を営む者又は農作業の受託の事業を行う者

表中の記号＝「…」 不詳。以下、本編において同じ。

#### 【総農家数】

単位：戸

年	総農家		
	販売農家	法人化している	自給的農家
令和2年	159	4	631
平成27年	249	…	761

資料：「農林業センサス」

#### ※【総農家数】に関すること

農家＝調査期日現在で、経営耕地面積10a以上の農業を営む世帯又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯

販売農家＝経営耕地面積30a以上又は調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家

自給的農家＝経営耕地面積30a未満かつ調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家

イ 主副業別経営体数（個人経営体）

65歳未満の農業専従者がいる経営体は、5年前と比べると、総的に減少しています。

【主副業別経営体数】

単位：経営体

	計	主業農家	65歳未満の農業専従者がいる	準主業農家	65歳未満の農業専従者がいる	副業的農家
令和2年	157	23	19	26	12	108
平成27年	258	32	28	39	20	187

資料：「農林業センサス」

※主業農家＝農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

準主業農家＝農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

副業的農家＝調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

農業専従者＝調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員

(2) 農業就業人口（基幹的農業従事者）の年齢階層別人口動向

農業就業人口を基幹的農業従事者数で見ると、5年前と比べると、男女計、男性、女性の各区分ともに減少しています。

また、男女計により年齢階層別に構成割合をみると、75歳以上の割合は減少しているものの、70～74歳の割合は増加しており、65歳以上の年齢階層者の総数に占める割合は、高くなっています。

【年齢階層別の基幹的農業従事者数】

単位：人、（ ）内は%

年	区分	計	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～
令和2年	計	201 (100.0)	2 (1.0)	2 (1.0)	8 (4.0)	12 (6.0)	21 (10.4)	36 (17.9)	49 (24.4)	71 (35.3)
	男	119 (100.0)	2 (1.7)	1 (0.8)	6 (5.0)	6 (5.0)	12 (10.1)	19 (16.0)	32 (26.9)	41 (34.5)
	女	82 (100.0)	— —	1 (1.2)	2 (2.4)	6 (7.3)	9 (11.0)	17 (20.7)	17 (20.7)	30 (36.6)
平成27年	計	304 (100.0)	1 (0.3)	6 (2.0)	10 (3.3)	26 (8.6)	34 (11.2)	60 (19.7)	52 (17.1)	115 (37.8)
	男	169 (100.0)	1 (0.6)	3 (1.8)	7 (4.1)	12 (7.1)	17 (10.1)	37 (21.9)	26 (15.4)	66 (39.1)
	女	135 (100.0)	— —	3 (2.2)	3 (2.2)	14 (10.4)	17 (12.6)	23 (17.0)	26 (19.3)	49 (36.3)

資料:「農林業センサス」。構成割合は、市農林課による集計

構成割合において、内訳の数値を四捨五入しており、計と内訳の計が一致しない場合がある。

※基幹的農業従事者＝15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

### (3) 個人経営体における農業従事者の平均年齢の動向

基幹的農業従事者や農業専従者の男性については、5年前と比べると、それぞれわずかに低くなっています。一方、女性はそれぞれ、2歳程度高くなっています。

農業従事者全体の平均年齢の増減率は、男女の計で3.39%高くなっており、高齢化が進行している状況です。

#### 【世帯員の平均年齢(個人経営体)】

年		農業従事者	基幹的 農業従事者	農業専従者	農業生産関連事業 に従事した者
令和2年	計	63.43	70.51	68.54	66.43
	男	62.42	70.24	68.02	65.61
	女	64.59	70.90	69.50	67.45
平成27年	計	61.35	70.10	68.24	…
	男	60.66	70.47	68.57	…
	女	62.16	69.64	67.78	…
増減率	計	3.39	0.585	0.44	—
	男	2.901	△ 0.326	△ 0.802	—
	女	3.909	1.809	2.538	—

資料:「農林業センサス」

※農業従事者＝15歳以上のうち、ふだん仕事として、調査期日前1年間に自営農業に従事している者

農業生産関連事業＝自ら経営していて①自家で生産した農産物を使用、②耕地若しくは農業施設を利用して、のいずれかに該当する事業を行っている者(例、農産物加工、小売業、観光農園など)



## 2 経営耕地等

### (1) 経営耕地面積（経営耕地のある経営体、属人統計）

田、畑、樹園地のいずれも5年前と比べると、経営体数、経営耕地面積とも減少しています。1経営体当たりの経営耕地の総面積は、75.5aから91.2aに増加しています。

#### 【経営耕地面積】

単位：a、経営体

年	計	田	畑		樹園地	1経営体 当たり面積
				牧草専用地		
令和2年	14,130	8,745	4,818	2,520	567	91.2
経営体*	155	124	116	25	20	
平成27年	19,241	11,514	6,940	2,820	787	75.5
経営体*	255	205	221	34	37	

資料：「農林業センサス」。経営耕地の状況（経営耕地、うち所有、うち借入）。1経営体当たり面積は、市農林課による集計

※経営体数の計は、田、畑、樹園地を複数経営している経営体があることから、計と内訳の計が一致しない場合があります。

※経営耕地＝農業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）をいい、自作地と借入耕地の合計

※本表においては、経営耕地のある経営体を「経営体」と略記しています。

### (2) 経営耕地面積のうち借入面積（農用地の利用集積）

この5年間で田畑を借入れする経営体は減少しているものの、借入面積は全体的に増加していることから、農用地の集積が進んでいます。

#### 【借入耕地】

単位：経営体、a

区分	計		田		畑		樹園地	
	経営体	面積	経営体	面積	経営体	面積	経営体	面積
令和2年	31	4,459	21	3,089	13	1,339	1	31
平成27年	44	3,471	28	2,506	19	955	1	10

資料：「農林業センサス」

※経営体数の計は、田、畑、樹園地を複数経営している経営体があることから、計と内訳の計が一致しない場合があります。

(3) 経営面積規模別経営体数の動向

経営面積規模別経営体は、5年前と比べると、経営耕地を有する経営体数は全ての階層で減少している一方、経営耕地なしの経営体数は増加しています。

【経営耕地面積規模別経営体数】

単位/上段:経営体、下段:( )内は%

区 分	経営耕地なし	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上
令和2年	14 (8.3)	11 (6.5)	63 (37.3)	42 (24.9)	20 (11.8)	5 (3.0)	8 (4.7)	6 (3.6)
平成27年	11 (4.1)	20 (7.5)	104 (39.1)	81 (30.5)	23 (8.6)	12 (4.5)	9 (3.4)	6 (2.3)
県平均 (構成比)	(2.2)	(2.6)	(14.8)	(26.1)	(16.0)	(9.9)	(10.7)	(17.6)

資料:「農林業センサス」を基に、農林課が集計

(4) 遊休農地の動向

遊休農地の割合については、この5年間は、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年度末は19.9%となっています。

【遊休農地】

単位:ha、%

区 分	耕地面積			遊休農地面積			遊休農地割合
	田	畑	計	田	畑	計	
令和2年度	271	401	672	51.4	115.8	167.2	19.9
平成27年度	294	453	747	59.5	134.9	194.4	20.7

資料出典:市農業委員会調べ(各年度末)

※耕地面積 = 耕地及び作付面積統計

遊休農地面積 = 農地法第32条第1項第1号又は第2号に該当する農地

遊休農地割合 = (遊休農地面積) / ((耕地面積) + (遊休農地面積)) × 100

### 3 野生鳥獣被害

#### (1) 野生鳥獣による農作物被害状況

野生鳥獣による農作物等への被害面積・金額は、5年前と比べると、減少していますが、依然として深刻な状況となっています。

【野生鳥獣被害】 単位:ha、千円

区 分	農作物等被害	
	面 積	金 額
令和2年度	8.0	10,539
令和元年度	16.5	8,649
平成30年度	27.6	16,050
平成29年度	36.8	20,017
平成28年度	44.4	20,105
平成27年度	31.3	26,630

資料:農業被害額調査(市農林課)

#### 4 農業算出額（推計）

本市における令和2年度の農業算出額（推計）は、26億4千万円となり、5年前と比較すると5億8千万円減少しています。

これは、耕種農業における米、野菜等は微増となりましたが、畜産のうち、鶏（ブロイラー）が6億1千万円減少したことが要因です。

なお、本市における農業算出額が最も大きい、鶏の1年間の産出額は、平成27年から令和元年の5年間は、29億円から33億1千万円の間値となっており、変動幅が大きい作目となっています。

作 目	令和2年度 (a)	平成27年度 (b)	比 較 (a) / (b) × 100
	千万円	千万円	%
耕 種	23	18	127.8
米（水稻）	12	10	120.0
麦類・雑穀	0	0	100.0
園芸作物	10	8	125.0
野菜	7	6	116.7
果実（果樹）	2	1	200.0
花き	1	1	100.0
工芸農作物・その他	1	0	—
畜 産	242	304	79.6
乳用牛	5	5	100.0
肉用牛	6	6	100.0
豚	x	x	—
鶏（ブロイラー）	229	290	79.0
その他畜産物	x	x	—
加工農産物	x	—	—
計	264	322	82.0

資料：「市町村別農業算出額（推計）」を基に作成

※平成27年度は、平成26年生産額。令和2年度は、令和元年生産額。

野菜は、豆類・いも類を含み、工芸農作物は、お茶を含む。

端数処理により、内訳と合計が一致しないことがある。

※表中の記号は、以下のとおりである。

「0」：単位未満

「-」：事実のないもの

「x」：出典者による公表が差し控えられているもの

# 第3編 基本計画

## 第1章 市総合計画等と基本計画

基本計画は、当市の将来都市像、それを実現するための施策の大綱等を明らかにした市総合計画前期基本計画の体系項目に基づいた構成とします。

また、第2期大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、市総合計画の施策の大綱を横断する「重点プロジェクト」に位置付けられていることから、農業関連施策について、基本計画に取り込むこととします。

### 1 市総合計画

#### 【市総合計画の役割】

- 市民を始め、多様な主体が共有でき、協働するための共通のビジョン、将来指針
- 市政の長期的展望を踏まえ、行政の役割や意図を明確にする戦略計画であり、SDGsへの対応を考慮した計画として、行政経営の品質向上を目指す指針
- 市の最上位計画として、産業などの分野における個別計画を策定する際の指針
- 国、県などが当市に関連する計画の策定や事業を実施する際、最大限尊重されるべき指針

#### 【市総合計画前期基本計画の期間】

- 令和3年度から令和7年度までの5年間

#### 【将来都市像】

「ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡」

#### 【市総合計画前期基本計画の内容（農業関連を抜粋）】

### 施策の大綱（政策） 1 豊かな市民生活を実現する産業の振興



### 2 地域特性を生かした農林業の振興



#### (1) 現状

当市の農業は、典型的な中山間地域の下で展開されてきた複合型農業であり、従事者の減少や高齢化による労働力の低下、所得の低迷、耕作放棄地の増大など、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

主な現状は次のとおりです。

- 農業・農村の多面的機能の維持に向けて、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動に交付金を交付し、活動を支援しています。
- 担い手の育成・確保に向けて、農業体験や農作業体験学習等を展開しているものの、高齢化等により認定農業者が減少傾向で、新規就農者も増加していない状況です。

- 吉浜地区においては、農地中間管理機構を活用した農地の集約化を図っています。
- 東日本大震災により被災した土地を利用して、民間事業者による大規模園芸施設でのトマトや、生産・担い手育成拠点施設でのイチゴの生産など、施設型・周年生産型農業が行われています。
- 道の駅さんりくや五葉温泉などで直売が行われるとともに、岩手県主催の「地域の味の伝承会」などへの参加により伝承活動に努め、地産地消に向けた取組を進めています。
- シカ・ハクビシン等の野生鳥獣被害対策として、防護網の配布や電気柵資材購入への助成のほか、ICTを活用しながら鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施しています。
- クマ・サルによる被害の拡大に対応し、音出しによる追い払いや、クマ出没場所へのわなの設置・捕獲などを実施しています。
- 市の花である椿を活用した椿油の産地化を図るため、遊休農地等への椿の植栽を行うとともに、市民への呼び掛けによる椿の実集めや、小中学生への椿学習などを実施しています。

## (2) 課題

- ・新たな形態の農業や「稼げる農業」の振興による農業の魅力向上
- ・農業の担い手不足の解消
- ・鳥獣被害対策・植林被害対策の推進
- ・営農・林産施設の適切な維持管理

## (3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
農業者	所得を増やす。	農業総生産額(市民所得推計)	百万円	1,845 (H28)	1,913 (H29)	2,073

## (4) 基本事業

### ①魅力ある農業の推進

- 日本型直接支払交付金制度を活用しながら、集落営農の活動支援を行い、農業生産を通じて農地の多面的機能の維持に努めます。
- 安定的な農業生産を図るため、農道やほ場、用水路の整備を進めます。
- 農地中間管理機構を活用しながら、農地の集積・集約化により、有効利用を進めます。
- 地域特性を生かした施設型・周年生産型農業を推進するとともに、省力型作物の導入を進めます。
- 農畜産物の6次産業化などにより、農家所得の向上を図るとともに、産直組織の運営支援に努めます。
- 補助事業や制度資金の活用により、農畜産業の経営安定と生産拡大を図ります。
- 農業の担い手確保を図るため、認定農業者の確保・育成に努めるとともに、新規就農希望者への技術指導などの支援、相談・指導体制の充実を図ります。
- 小中学生や一般市民による農業体験学習・研修機会の充実に努めます。
- 耕作放棄地などへの椿の植栽や椿の実を回収する取組などを全市的に展開することによ

り、椿油を活用した新たな産業の創出を支援します。

- シカやクマ、サルなどによる食害を防止するため、関係機関・団体と連携し、有害捕獲や追い払いなどを実施するとともに、防護網や電気柵の設置を支援します。また、集落ぐるみの鳥獣被害防止の研修を行い、地域と一体となった被害防止対策に努めます。
- サルについては、ICTを活用した生態の調査を進めるとともに、被害対策の先進事例等を参考とし、より効果的な被害防止対策の導入を図ります。
- 有害捕獲等に従事する大船渡市鳥獣被害対策実施隊の強化充実に努めるとともに、隊員の確保育成のため、新規狩猟免許取得を支援します。

## 2 総合戦略

### 【総合戦略】

- 社会経済の新たな潮流を視野に入れ、今後講ずべき施策やプロジェクト、数値目標を掲げる計画
- 市民を始め、産業界、関係行政機関、教育機関、地域金融機関、労働団体、メディアなど関係者の共通の目標として、その実現に向けて協働で取り組むもの

### 【総合戦略の計画期間】

- 令和2年度から令和6年度までの5年間

### 【総合戦略の農業関連の施策及び重点プロジェクト】

- 基本目標1 大船渡にしごとをつくり、安心して働けるようにする

#### ○施策3 新産業創出と起業・第二創業支援

##### (1) ワインぶどう産地化プロジェクト

- ア ワインぶどうの産地化を目指し、地元農業者や地域おこし協力隊、事業者などが連携して、休耕地・遊休地などを活用した栽培地の拡大など生産体制を整える。
- イ キャッセン大船渡でのイベントや飲食店との連携を促進するとともに、複数の事業者などによるワインツーリズム（ぶどう畑～ワイナリー～飲食店）の取組を展開する。

##### (2) 夏イチゴ産地化プロジェクト

- ア 三陸町浦浜地区産業用地に立地するイチゴ生産・担い手育成拠点施設における施設営農リーダー人材の確保・育成を行い、生産施設拡大の基盤をつくる。
- イ イチゴに関わる事業者などで連携して夏期中心の産地ブランド化を進めるとともに、生産から流通まで一定の品質を維持する方式の確立を図る。
- ウ 地元菓子製造業などと加工品研究会を設立し、多様なイチゴ商品の展開による地域ぐるみの産地化に取り組む。
- エ イチゴ生産・担い手育成拠点施設については、地元住民と連携した体験農園的な利用について検討し、地元活性化につなげる。

##### (3) 椿総合産業化プロジェクト

- ア 気仙地区の椿油搾油施設と連携し、民間主導の椿実収穫への転換に向けて、回収手段

やPR方法の一元化を図るとともに、回収団体などの育成に取り組む。

イ 椿油に加えて、花・葉・枝なども含めた商品化について、地元企業と連携して多様な主体の取組となるよう支援する。

ウ 世界の椿館・碁石と連携して、椿苗木生産体制を整え、市内での植樹や販売などによって立木本数を増やす。

## ○基本目標2 大船渡への新しい人の流れをつくる

### ○施策1 多様な主体による交流人口の拡大

#### (1) 椿の里おおふなと拠点形成推進プロジェクト

ア 世界の椿館・碁石を中心に椿を観光分野で利用するとともに、関係者と連携して椿の産業化に向けて取り組む。

イ 当該施設を活用した椿油搾油体験などを展開しながら、碁石海岸にある観光施設などと連携した誘客やイベントに取り組む。



## 第2章 基本目標

### ～魅力ある農業の推進～

本市は、岩手県の東南部に位置し、総面積の8割以上が山林原野で占められています。本市の農業は、区画狭小な耕地が傾斜地に散在するなど、典型的な中山間地域の下で、ピーマン、キュウリ、タマネギ等の高収益作物、畜産やシイタケ等の複合型農業生産を展開してきました。

また、東日本大震災後は、被災跡地を活用して、農業法人によるトマトやイチゴの施設型・周年生産型農業が行われています。

しかし、個人経営体においては、農業従事者数の減少や高齢化の急速な進行等による農業労働力の低下、農業所得の伸び悩み、遊休農地割合の高止まり、野生鳥獣被害等、様々な課題を抱えています。

一方、農業・農村に対して、食料の安定供給に貢献するという役割はもとより、空気・水・土壌の保全、国土や自然環境の保全、災害の防止、地域に根ざした伝統文化の継承といった多面的機能への期待は、ますます高まっています。

農業・農村が今後も食料安定供給や多面的機能の役割を果たして行くためには、農業者が将来にわたって農業を継続し、経営の安定・発展に取り組めるよう環境を整備する必要があります。

このような状況や市総合計画における施策を踏まえ、基本計画の基本目標を「魅力ある農業の推進」とします。

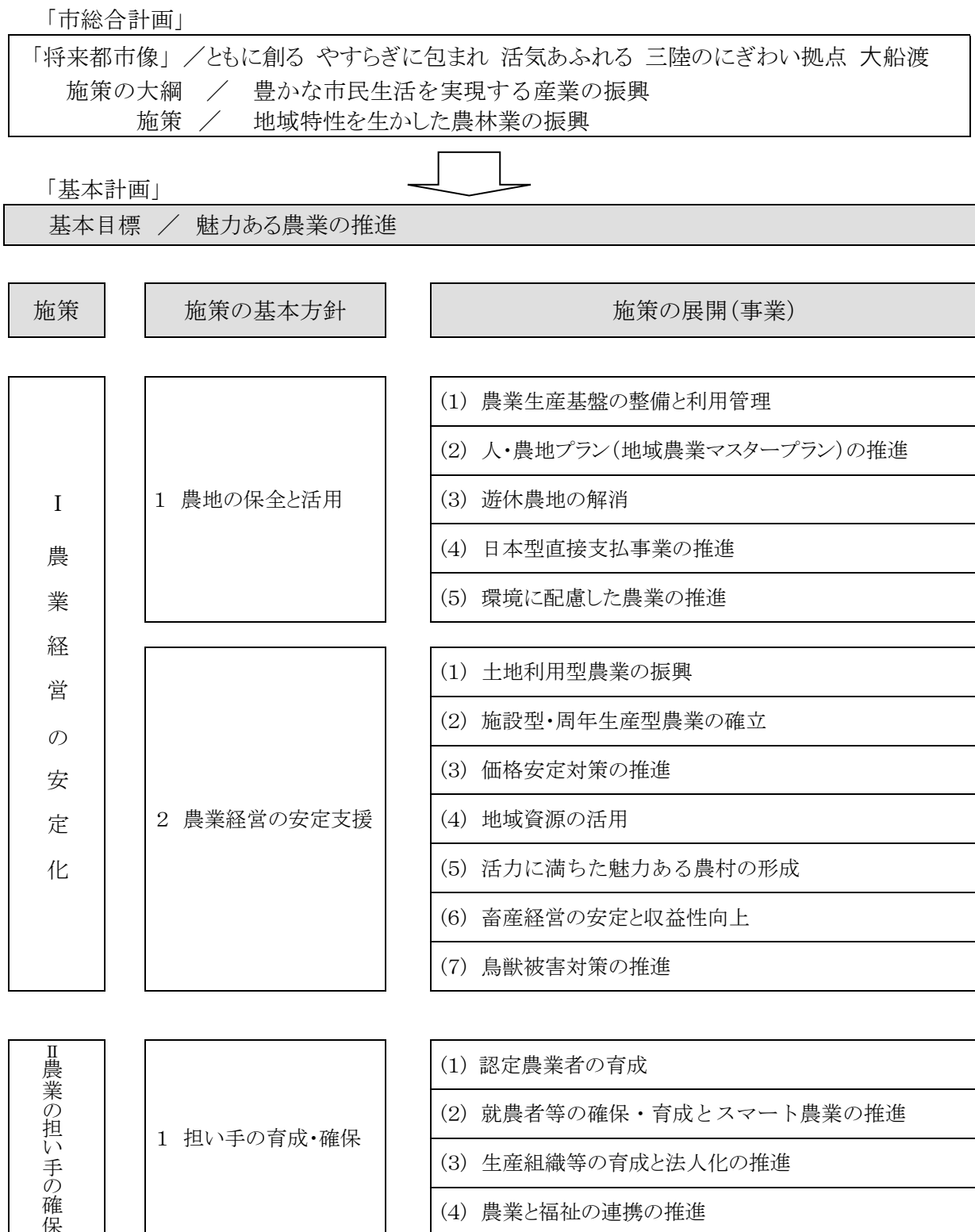
基本目標の実現に向け、推進する施策Ⅰは、「農業経営の安定化」とし、その基本方針を「1 農地の保全と活用」「2 農業経営の安定支援」と定めます。

推進する施策Ⅱは、「農業の担い手の確保」とし、その基本方針を「担い手の育成・確保」と定めます。

## ○ 基本計画の体系

市総合計画と基本計画の関連を体系化し、以下に図示します。

### 体系図



## 第3章 施策Ⅰ 農業経営の安定化

### 1 施策の基本方針1 農地の保全と活用

#### (1) 農業生産基盤の整備と利用管理

農地の有効かつ効率的な利用や生産性の高い農業経営を展開するため、農地の利用集積・集約とともに、機械導入による農作業の省力化、低コスト化を図る必要があります。

また、農道や農業用排水路等の農業生産基盤の老朽化が進行する中、将来にわたって機能の安定的な発揮を図る必要があります。

- ・農地中間管理機構等と連携し、農地中間管理事業による国の支援制度を活用した協力金の交付等により、農地の利用集積・集約を図ります。
- ・農作業の機械化を推進するため、計画的には場、農道や農業用排水路等の整備を図ります。
- ・農業生産基盤の老朽化等に対応した点検や機能診断を通じた適切な管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等を推進します。
- ・施設の保全管理の充実、強化に向けて、多面的機能支払交付金等の活用、点検結果等の情報の蓄積と共有を通じ、関係者による一体的な保全管理体制の構築を推進します。

#### (2) 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の推進

本市では、盛町、大船渡町を除く8地区において、人・農地プランを作成し、地域で話し合いを持ちながら、その実質化に向け、プランの見直しを進めてきました。

- ・プランの見直しを図り、農地中間管理機構等への情報提供を進めるとともに、農業経営体に対する国の支援制度を活用して、プランを実践していく地区を支援します。

「人・農地プラン」：農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方等を明確化する計画

#### (3) 遊休農地の解消

遊休農地は、農作物の生産能力の減退のみならず、農地の集団的な利用の妨げや里ジカのすみかとなるなど、環境の保全や景観形成の上からも大きな課題となっています。

東日本大震災後、基盤整備の進んだ三陸町吉浜地区では、農地中間管理事業により農地の有効利用や農業経営の効率化が進んでいます。

- ・吉浜地区の事例を参考に、農地の担い手への集積・集約化を推進します。
- ・農地の受皿となる農作業受託組織や意欲ある個人経営体を育成、支援し、農業者の高齢化と後継者不足による遊休農地の発生防止に努めます。
- ・遊休農地のデータ化などにより、農地の適切な利用を推進します。
- ・遊休農地への椿やワイン用ブドウの植栽を推進し、遊休農地面積の縮減に努めます。
- ・「大船渡・住田定住自立圏共生ビジョン」における取組として、本市と住田町が連

携して研修会等を実施しながら、遊休農地への椿の苗木の植栽等を進め、遊休農地の利用促進と解消を図ります。

#### (4) 日本型直接支払事業の推進

農村地域の集落機能の低下により、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成等の農用地や道水路等が果たす多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

赤崎町、日頃市町、三陸町吉浜地区の集落や組織等では、農地の多面的機能を継続的に発揮させるとともに、遊休農地の発生を防止するため、市との日本型直接支払事業に係る集落協定の締結等により、交付金を活用し、集落等を挙げた取組を進めています。

引き続き、中山間地域における農業活動の活性化を図るため、以下の制度に取り組む地域の拡充を図ります。

##### ア 多面的機能支払制度の推進

- ・公共財産の保全活動や軽微な補修、施設の長寿命化の支援といった多面的機能の維持・発揮を進める農業集落単位の組織を認定し、農地や道水路等の適切な保全管理に取り組む地域への支援を拡充します。

##### イ 中山間地域等直接支払制度の推進

- ・中山間地域等における農業生産活動の不利を補正し、将来に向けて農業生産活動を維持するため、農業集落と協定を締結し、活動に取り組む地域への支援を拡充します。

##### ウ 環境保全型直接農業支払制度の推進

- ・環境保全型農業直接支払制度を通じて、地球温暖化防止や生物多様性保全を進める環境保全に配慮した農業生産活動を行う地域の取組を支援します。

#### (5) 環境に配慮した農業の推進

##### ア 環境保全活動の取組の支援

- ・農地への堆肥の施用や緑肥の栽培、化学肥料・資材、農薬の使用削減等による環境保全の取組を支援します。

##### イ 農業用廃プラスチック・廃農薬の適正処理

- ・岩手県、気仙2市1町、農業関係機関等により組織する大船渡地方農業振興協議会に参画し、農業用廃プラスチック及び廃農薬の適正処理を推進します。

[施策の基本方針1「農地の保全と活用」成果指標]

項目	令和2年度(現状)	令和8年度(目標)
耕地面積	672 ha	690 ha
遊休農地率	19.9 %	19.0 %

## 2 施策の基本方針2 農業経営の安定支援

### (1) 土地利用型農業の振興

本市の多くの販売農家においては、土地利用型農業の典型である水稻を中心に、高収益作物や畜産等との複合型農業が営まれ、自給的農家においても水稻栽培が広く行われています。

- ・日本の主食を担う水田農業の高収益化による所得の向上を図ります。
- ・農地中間管理事業等を活用するなど、農地の集積・集約により経営規模の拡大と担い手の確保を図り、効率性、収益性の高い水稻経営を目指します。
- ・国の経営所得安定対策を活用し、新規需要米(WC S用稲、飼料用米)、加工用米の作付面積の拡大や食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料作物の本作化を支援します。
- ・労働力不足の解消や若者・女性農業者の定着、生産コストの縮減を目指し、ロボット技術やICTを活用するスマート農業の導入に向けた取組を支援します。

「WC S用稲」：完熟前の稲の穂と茎葉を刈り取ってロール状に成型したものを、フィルムでラッピングして乳酸発酵させた飼料用稲

### (2) 施設型・周年生産型農業の確立

県平均に比べて著しく狭小な耕地において農業所得を確保するためには、地域特有の気候を生かしつつ、施設型・周年生産型農業を推進していく必要があります。

- ・栽培管理、出荷作業の省力化や、農産物の品質向上を図るとともに、各種イベント等を通じて市内産の施設野菜、花きの周知に努め、生産振興、農業所得の増大を図ります。

#### ア 高収益作物等

- ・大船渡市農業協同組合が管内共通の振興作物としているピーマン、キュウリ、ズッキーニ、トマトの生産面積の拡大と生産技術の向上を図ります。
- ・高収益作物への栽培体系の転換を図るための取組を支援します。
- ・遊休農地の活用や、高齢者や女性でも扱いやすく、地域の気候に適した作物の導入を進めます。
- ・トマトやイチゴ等の園芸施設の整備を支援し、施設型、周年生産型農業の推進を図ります。

#### イ 花き

- ・冬期間の日照時間が長いという有利な気象条件を最大限生かして、花きの生産振興に努めます。
- ・消費者等のニーズを的確に捉え、市場性の高い花壇苗・鉢花用の品目・品種を生産・育苗し、農家の所得向上を図ります。
- ・ホームセンターとの取引や委託生産販売の比率を拡大するなど、経営の安定を図ります。
- ・花き生産者団体や市農業協同組合等と連携して、各種イベントを通じ市内産花き

のPRや販売の促進を図るとともに、生産者と消費者が直接触れ合う機会を設けます。

### (3) 価格安定対策の推進

- ・農畜産物の安定供給と生産振興を図るため、農畜産物の市場価格が基準値以下に低落した場合に、生産者に対し価格補償を行い、農家の経営の安定を図ります。

### (4) 地域資源の活用

#### ア 特産品の振興

##### (ア) 小枝柿

小枝柿は、古くから散在的に栽培されてきましたが、生産量が不安定であり、また、生産者の高齢化や後継者不足等により、収穫されないままの放任樹が増加しています。

- ・近年では、小枝柿の加工品「ころ柿」の価値が見直され、菓子業者等から加工原料としての需要も高いことから、本市の特産品の一つとして、生産量の拡大と商品価値の向上を図ります。
- ・肥培管理の徹底と病虫害防除体制の整備を推進し、適期収穫により安定生産を図ります。
- ・収穫体制を構築し、規格外でも基準を満たした柿は、加工原料として利用します。
- ・品質の均一化と商品価値を高めるため、加工技術の研さん・向上活動を支援します。

##### (イ) 椿

本市には、ヤブツバキが多く自生しており、古くは椿油を髪油や食用油に使用するなど、住民生活に密着した花として広く親しまれているほか、椿を活用した様々な商品も製品化されています。

本市は、市の花を「つばき」に選定し、椿の里をキャッチフレーズとしたまちづくりを推進しており、椿の利活用による新たな産業化に向け、椿の植樹にも取り組んでいます。

- ・世界の椿館・基石において、椿を中心とした花きとのふれあいや「つばきまつり」の開催、周辺観光施設との連携等により、市民の交流や観光誘客を図るとともに、施設の適正な維持管理に努めます。
- ・小中学生向けの椿学習、椿油の搾油体験等により、椿を生かしたまちづくり活動の推進や椿油の普及を図ります。
- ・椿の実の安定的な確保に取り組むとともに、花・葉・枝等の利活用を支援します。

#### イ 6次産業化に向けた取組の支援

- ・地域資源を活用した特産加工品の加工組織や直売組織の育成・指導等に努めます。

- ・農業生産と加工・販売の一体化や、産学官連携等による新たな農畜産物加工品の開発の取組を支援します。
- ・セミナーの開催等、国や県の支援制度も含めて、農業者や関係機関等に対して、情報提供を行います。

#### ウ 地産地消の推進

地産地消は、農業者の営農意欲を高め、農業の活性化、遊休農地の発生を防止するとともに、消費者には新鮮で安価な農畜産物の購入機会を提供し、社会的には流通経費や環境負荷を削減するなどのメリットがあります。

- ・産直施設や小売店の産直コーナーを活用し、産地や生産者の顔が見える市内産農畜産物の販売促進と消費拡大を目指します。
- ・市内で行われるイベント等を通して、市内産の農畜産物のPR等を推進します。
- ・直売組合等からの学校給食への安全、安心でかつ安定的な食材提供を図ります。
- ・関係機関と連携しながら、食育活動の一環として、郷土に伝わる伝統料理の継承等を推進します。

### (5) 活力に満ちた魅力ある農村の形成

#### ア 活力に満ちた魅力ある農村の形成

農村地域全体が生き生きとしているためには、農業生産や地域活動を展開できる環境づくりの促進が必要です。

また、農業の担い手や住民が集落に魅力を感じ、営農を継続し住み続けるためには、農村における生活基盤整備が欠かせません。

- ・農家、非農家が一体となったコミュニティ活動を始め、伝統行事、食文化の継承、景観づくり等の幅広い活動を支援します。
- ・農村文化を保存伝承するため、中心となって活動する地域のリーダーやグループを育成するとともに、世代間、農村と都市間の交流を推進します。
- ・コミュニティ活動の場としての集会施設等の活用により、魅力ある農村社会の創出を推進します。

#### イ グリーン・ツーリズムの推進

「物の豊かさ」から「心の豊かさ」の重視へと、国民の価値観が変化する中で、農業・農村が有する美しい景観や郷土芸能、食文化等の多面的機能に人々の期待と関心が高まっています。

- ・本市の海・山・里の豊富な資源を有効に活用し、観光業者等の他業種と連携しながら、グリーン・ツーリズムによる農村と都市との多様な交流の推進を図ります。
- ・提供できる農業体験メニューの掘り起こしを図ります。

### (6) 畜産経営の安定と収益性向上

#### ア 養鶏業の振興

- ・ブロイラー価格安定基金造成事業により、生産農家の補填金造成に要する経費の

一部を助成します。

- ・生産農家が国庫補助制度を活用して行う施設整備を支援するほか、制度資金への利子補給等により、経営の安定化を図ります。

#### イ 肉用牛・酪農経営の安定化

肉用牛・酪農経営ともに、農業者の高齢化や後継者の不足等により、本市における牛の飼養頭数は減少しています。

- ・飼養農家の経営能力、飼養管理技術、収益性の向上に向けた取組を支援します。
- ・肉用牛は、優良素牛の導入を支援し、和牛の繁殖牛の高品質生産を推進します。
- ・公共牧場への放牧により、飼料や労務コストの低減を図ります。

#### (7) 鳥獣被害対策の推進

野生鳥獣による農作物への被害は市内全域に及んでおり、近年はニホンジカによる食害のほか、ハクビシン等の小動物、ツキノワグマやニホンザル等による被害も拡大しており、生産意欲の減退から遊休農地が増加する要因にもなっています。

このため、大船渡市鳥獣被害防止計画に基づき、以下の各種事業を推進します。

- ・大船渡市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による有害捕獲
- ・実施隊の充実・強化
- ・新規狩猟免許取得に対する支援
- ・シカ等防護網及び電気柵の設置の支援
- ・小動物用の箱ワナの貸出し
- ・里ジカ、イノシシのワナによる捕獲強化
- ・大船渡市鳥獣被害対策推進員によるワナの設置や捕獲鳥獣の処理
- ・鳥獣被害対策講習会事業による、集落を単位とした野生鳥獣の生態学習の実施
- ・ニホンザル被害に対応した先進事例調査やICTを活用した被害対策の推進

#### 〔施策の基本方針2「農業経営の安定支援」成果指標〕

項目	令和2年度（現状）	令和8年度（目標）
ピーマン出荷量	66.6 t	70.0 t
ピーマン出荷額	2,798 万円	2,940 万円
椿実収穫量	0.2 t	1.0 t
世界の椿館・基石来館者延べ人数	9,315 人	24,000 人
鳥獣による農作物被害額	1,054 万円	500 万円



## 第4章 施策Ⅱ 農業の担い手の確保

### 1 施策の基本方針1 担い手の育成・確保

#### (1) 認定農業者の育成

- ・地域農業をけん引する担い手となる農業者を育成するために、意欲と能力ある農業者を認定農業者として位置付け、安定的かつ効率的な農業経営を実践できるよう、積極的な支援を行います。
- ・今後の地域農業のリーダーとして、優れた経営感覚を備えた農業経営者の育成・確保の取組を促進します。
- ・認定農業者の年間のおおよその目標所得、労働時間を次のとおり設定します。
  - 農業所得 350万円（1人当たり）
  - 農家所得 420万円（補助従事者の所得を加えた農家経営）
  - 労働時間 2,000時間程度（主たる農業者1人当たり）

#### (2) 就農者等の確保・育成とスマート農業の推進

##### ア 就農者等の確保・育成

- ・地域農業を担う新規就農者の確保が急務となっており、関係機関、団体と密接に連携しながら確保を図るとともに、就農後の支援を図ります。
- ・大船渡地方農業振興協議会に参画し、新規就農者を対象とした相談会や各種研修事業を支援します。
- ・認定新規就農者に対しては、国の支援制度等を活用して支援を図ります。
- ・新規就農者の農業経営開始から5年後の年間目標を次のとおり設定します。
  - 農業所得 250万円
  - 労働時間 2,000時間
- ・女性農業者や後継者が、主体的に農業経営や関連する活動に参画できるよう、環境の整備を図るとともに、農業技術や経営管理等の向上に向けた支援を行います。
- ・農業経営に携わる各世帯員が、意欲を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指すため、家族経営協定の普及に取り組みます。
- ・小中学生の農業に対する理解と関心を深めるとともに、豊かな心を育むために、農作物栽培や収穫等による農作業体験学習の支援とその充実を図ります。
- ・農業法人等で実施する農業就業体験により、農業の魅力を実感するきっかけ作りを支援します。

##### イ スマート農業の推進

- ・労働力不足の解消や若者・女性農業者の定着、生産コストの縮減を目指し、ロボット技術やICTを活用するスマート農業の導入に向けた取組を支援します。

#### (3) 生産組織等の育成と法人化の推進

##### ア 生産組織等の育成

- ・農業生産活動を共同で行う農業者の組織や、委託を受けて農作業を行う組織等の

育成の取組を推進します。

- ・生産組織のうち、中核となる農家がリーダーとなり、地域が一体となり活動できる生産組織については、集落営農組織への展開を推進します。

#### イ 法人化の推進

- ・生産組織、農作業受託組織及び集落営農組織の法人化には、経営体としての継続性の確保や経営管理の徹底、資本調達が多様化や取引信用力の向上等のメリットがあることから、体制の整ったもの組織については関係機関と連携し、法人化を支援します。

#### (4) 農業と福祉の連携の推進

- ・農業者と障害者就労施設等とのマッチングによる農業分野における障害者の就労の取組を支援します。

#### 〔施策の基本方針1「担い手の育成・確保」成果指標〕

項目	令和2年度（現状）	令和8年度（目標）
認定農業者数	29 経営体	30 経営体
新規就農者数	1 人	3 人
農作業等受託面積	26 ha	40 ha

※ 認定農業者には、複数市町村で農業経営を行う岩手県の認定農業者を含む。

# 第4編 計画の推進体制

## 第1章 計画の推進と進捗管理

### 1 基本計画の推進

基本計画の推進は、農業者、市、国、県、農業関連団体及び市民が各々の役割を認識し、連携を図りながら、官民一体の推進体制により取り組みます。

### 2 基本計画の進捗管理

基本計画の上位計画である市総合計画では、施策の大綱（政策）から施策、基本事業、事務事業まで、目的・手段の関係で整理し体系化しています。

市総合計画の進捗管理は、施策、基本事業及び事務事業それぞれにおいて、成果指標とその目標値を設定し、毎年度、事務事業、基本事業、施策の順に、達成状況を確認し、達成度を検証し、計画の見直しを実施しながら、進捗管理を図っています。

基本計画の進捗管理においては、市総合計画の進捗管理の手法を活用し、一体的に進捗管理を実施します。

また、大船渡市農業振興対策協議会において、定期的に各施策の実施状況、効果の検証を行いながら、指標の達成に向けて、事業の推進を図ります。

## 第2章 計画の推進主体と役割分担

### 1 市の役割

市は、市内における関係部局間での連携を図るとともに、国、県を始め、関係市町村や農業関連団体、農業者との協働による取組や調整を行い、市総合計画や総合戦略に基づく施策を推進します。

また、関係者と連携して、基本計画の遂行に必要な事業を企画・実践するとともに、各主体が取り組む事業に協力、参画するなど支援します。

### 2 農業者の役割

農業者は、基本計画の指標達成に向けた農業活動を担う実践者です。

必要に応じ関係者と相談・打合せを行い、基本計画を営農推進上の指針として、自らの営農方針を決定し、農業活動を行います。

また、農業・農村における各種地域や団体の活動に参加し、関係者と協力して、活力に満ちた魅力ある農村づくりに取り組みます。

### 3 行政機関及び関係者を構成員とする団体の役割

国、県の行政機関は、農業者にとって身近である出先機関等を通して、農業関連情報を、農業者等へ広報・周知を図るとともに、情報収集に努め、必要に応じて農業に関連する指導を行います。

また、関係者と連携を図りながら、地域農業の課題解決と農業振興に取り組みます。

### 4 農業関連団体の役割

農業関連団体は、営農指導事業、農業関連事業のみならず、信用、共済、購買事業等を通じて、農業者にとって身近な存在となっている団体が多いことから、農業者に寄り添った指導、広報、普及活動を行うとともに、農業者等の各種相談に対応します。

また、農業振興の中心的な役割を担う団体が多いことから、農業者と行政機関、関係団体、農業関連事業者間の連絡・調整を担うとともに、連携して農業振興に係る各種事業を企画・実践します。

### 5 市民の役割

市民は、農業の食における役割や社会的役割を再認識するなど、農業に対する理解を深め、安定した農畜産物の生産や食の安全を支える活動に協力します。

また、地域や学校等で行われる農作業体験等に参加し、活動を通じ農業に対する理解をより深めるとともに、それぞれの立場で地場産の農畜産物や特産品の地産地消を進め、市内外に向けてその魅力を発信するよう努めます。